

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中または渡航予定の皆様へ

マニング警察長官(パンデミック指揮官)は規制 No1.~No.12 を 13 日(木)付で更新しました(13日(木)から有効)。

変更点は以下の通りです。詳細は PNG 政府特設ウェブサイト (<https://covid19.info.gov.pg/>) または当館ウェブサイト (<https://www.png.emb-japan.go.jp/files/100189313.pdf>) で確認できますのでご確認をお願いします。今回の規制更新で一部緩和された措置もありますが、新型コロナウイルスの感染リスクは引き続き高いと考えられますところ、邦人の皆様におかれましては引き続き感染予防に務めて下さい。

No.1 過去の規制の廃止

変更はありません。

No.2 国際渡航

・PNG に入国する際に必要な陰性証明書類の種類にアボットパンビオ COVID-19 抗原迅速検査(Abbot Panbio Antigen Rapid Diagnostic Test)が追加(パラ9)。

・自己隔離に使用可能な施設等に MSI Convent, Ponderosa Hotel, Kumul Petroleum Academy, Liebenzell Mission International(以上、いずれもポートモレスビー市内), K92 Gold Mine(東ハイランド州カインントウ)が追加<Schedule 4 - Designated Hotel and Facilities>。

No.3 国内渡航

・今後、適切な理由または指揮官あるいはその他の権限のある全ての者もしくは、出発する州の provincial administrator による許可があれば州間の移動が可能(パラ1)。

なお、「適切な理由」については学生の修学、実家への帰宅、必要不可欠なビジネス旅行、医療や緊急搬送、緊急に必要なとなった移動、などが含まれます<Schedule 1>。

No.4 各州当局における体制と権限

変更はありません。

No.5 死者の埋葬

変更はありません。

No.6 税関

変更はありません。

No.7 COVID-19 検査の実施

・COVID-19 検査が許可される施設に International SOS, Oil Search が追加<Schedule 2 - Approved Person and Organizations to Conduct COVID-19 Testing>

No.8 COVID-19 検査の対象・報告

・クラスターが発生した場合の検査・報告要領が削除。

No.9 スポーツ・宗教活動・集会等の制限

- ・営業が禁止されている施設等から賭博関連施設及び、酒店 (Takeaway alcohol) が削除 (パラ 3)。
- ・賭博場については 5 月 20 日 (木) まで閉鎖するが、その後は指揮官が発行する新型コロナの安全ガイドラインに厳格に従うことを条件に再開可能とする (パラ 5)。
- ・各種商店の営業時間の規定が削除 (前パラ 6)。
- ・ライセンスを有する酒店であっても金、土、日の酒の販売をしてはならない。ただし、ライセンスを有するレストランについてはライセンス内容に従い週末であってもアルコールの提供を可とする (パラ 7)。
- ・宗教活動に関する最大人数の規定を 50 人から 100 人に緩和 (パラ 10)。
- ・葬儀及び弔問に関する最大人数の規定を 50 人から 100 人に緩和 (パラ 11)。

No.10 マスク着用義務

変更はありません。

No.11 公共交通機関

変更はありません。

No.12 COVID-19 のワクチン接種、臨床実験及び試験的導入

- ・ポートモレスビー総合病院又は州保健当局が管理する医療施設を除き、指揮官が書面で承認し、管理者によって課された条件に従う場合を除いて COVID-19 ワクチン投与は許可されない (パラ 2)。
- ・COVID-19 ワクチン接種に関し公衆衛生施設は料金を徴収してはならない (パラ 3)。
- ・民間医療施設は、指揮官からの書面の許可が無い限り COVID-19 ワクチン接種の料金を徴収してはならない (パラ 4)。
- ・一連の措置法案を遵守しない個人又は組織は、2020 年パンデミック法の下で犯罪を犯したと見なされる (パラ 5)。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話 (+675) 321-1800

FAX (+675) 321-0153

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>